

# 農地流動化をめぐる 新しい施策

中間管理機構の役割を考える

大きな圃場による作業は効率がよい  
西条地区の鏡山周辺の水田



# 1 農地利用集積円滑化事業の内容

■2000年代に入り、政権は変わるが、農地の流動化をどう促進するかが大きな農政上の課題

■農地利用集積円滑化事業(2009年農地法改正に併せて)

## 1) 農地所有者代理事業

所有者から委任を受けて、代理として、農地等について売渡しや貸し付け等を行う事業

## 2) 農地売買等事業

農地等の所有者から農地等の買入れや借入れを行い、その農地等の売渡しや貸付けを行う事業

## 3) 研修事業等

一時的に保有する農地等を活用して、新規就農希望者に対して農業の技術、経営の方法等に関する実地研修を行う事業

# 成果

■この制度に基づき、農地の流動化を面的に集約する方向が  
目指される。また、土地持ち非農家などが所有する耕作方策放  
棄地の有効活用が図られる

2011年12月 基本構想の策定 1627市町村

そのうち1519市町村で実施

2010年度末 18000<sup>ヘクタール</sup>の農地の利用集積

- 1) 多数の零細な圃場をまとめる活動
- 2) 圃場一筆の面積を拡大し、機械の利用効率をあげて生産性を高める
- 3) 生産の担い手が担当する煩雑な作業を円滑化団体が代行(意欲ある  
農業者を責任をもって見つける)
- 4) 各種交付金等を組み合わせた奨励  
借り手が規模拡大 面積に応じて10a当たり2万円の交付(戸別所得  
補償制度にもとづく)

## 2 人・農地プランから農地中間管理機構へ

- 農地流動化をめぐる政策は絶えず動いていく  
(=> 政権交代の影響も受けた)

### ■ 人・農地プラン

地域が主体になって地域農業の将来像を描こうというもの。

農地の利用、担い手に関する地域の考えを反映させる

=> 住民参加型の内容 (次の2ページ参照)

- 「攻めの農政」下、プランのあり方が問題になる

地元偏重であり、新規参入ができない

農地利用配分計画の認可基準とすることはできない、等

=> 農地がある地域社会が求めるのは、長期的に持続可能な農業。この実現をめぐる議論

# 農地中間管理機構の役割

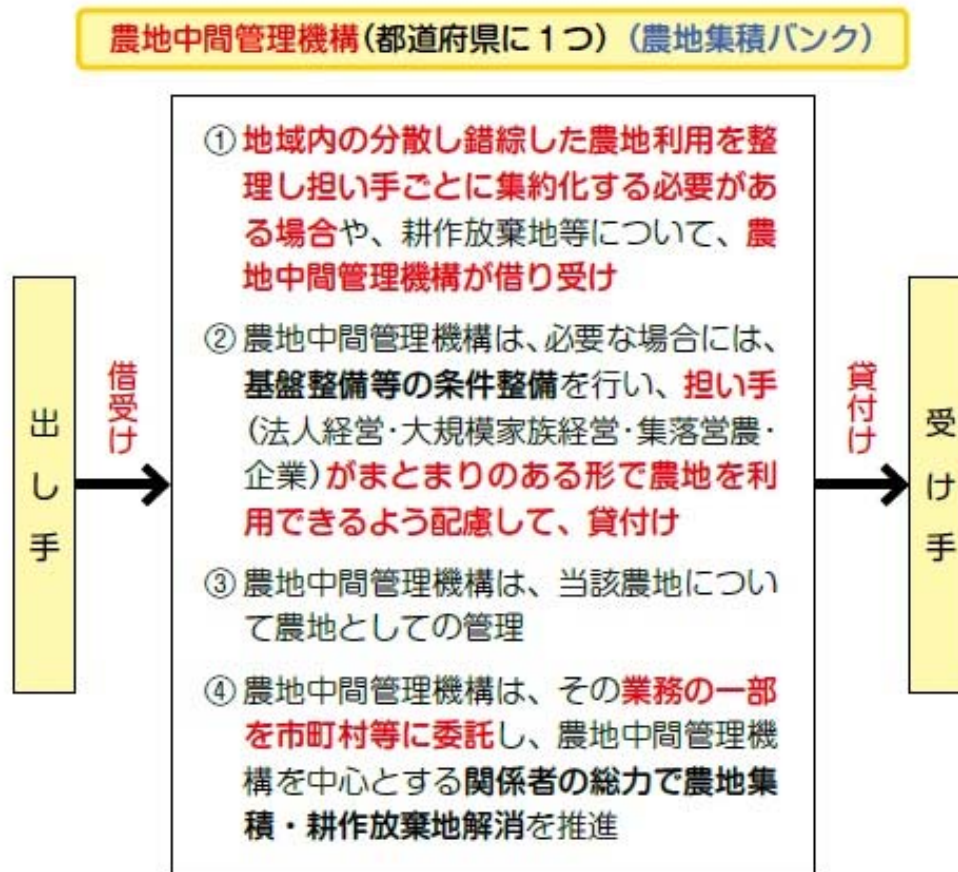
■有効に使われない農地を所有する経営、規模拡大を志向する経営、両者を結ぶ役割

■農地中間管理事業の目的

- 1) 担い手の経営規模の拡大
- 2) 農用地の集団化
- 3) 新規参入の促進
- 4) 未活用農地の有効活用

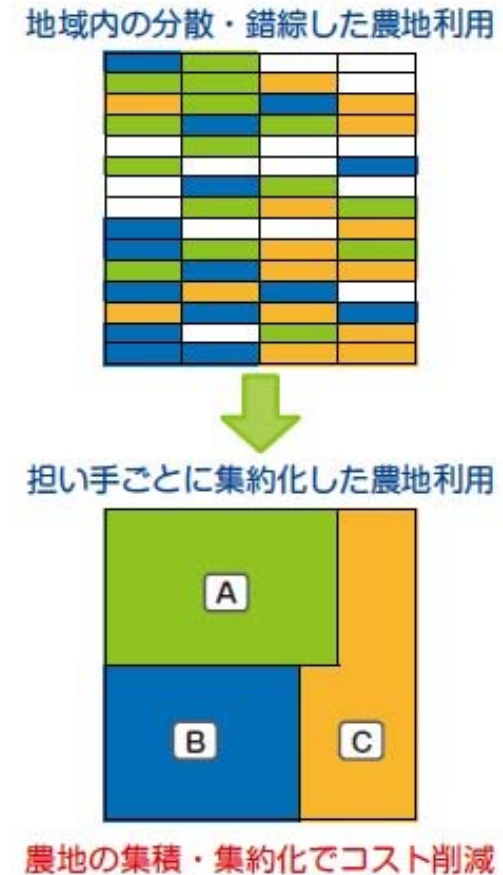
■ 出し手の農地を集約化して受け手に貸し付け  
同時に、貸し付けを行うまでの農地の管理

図 農地中間管理機構



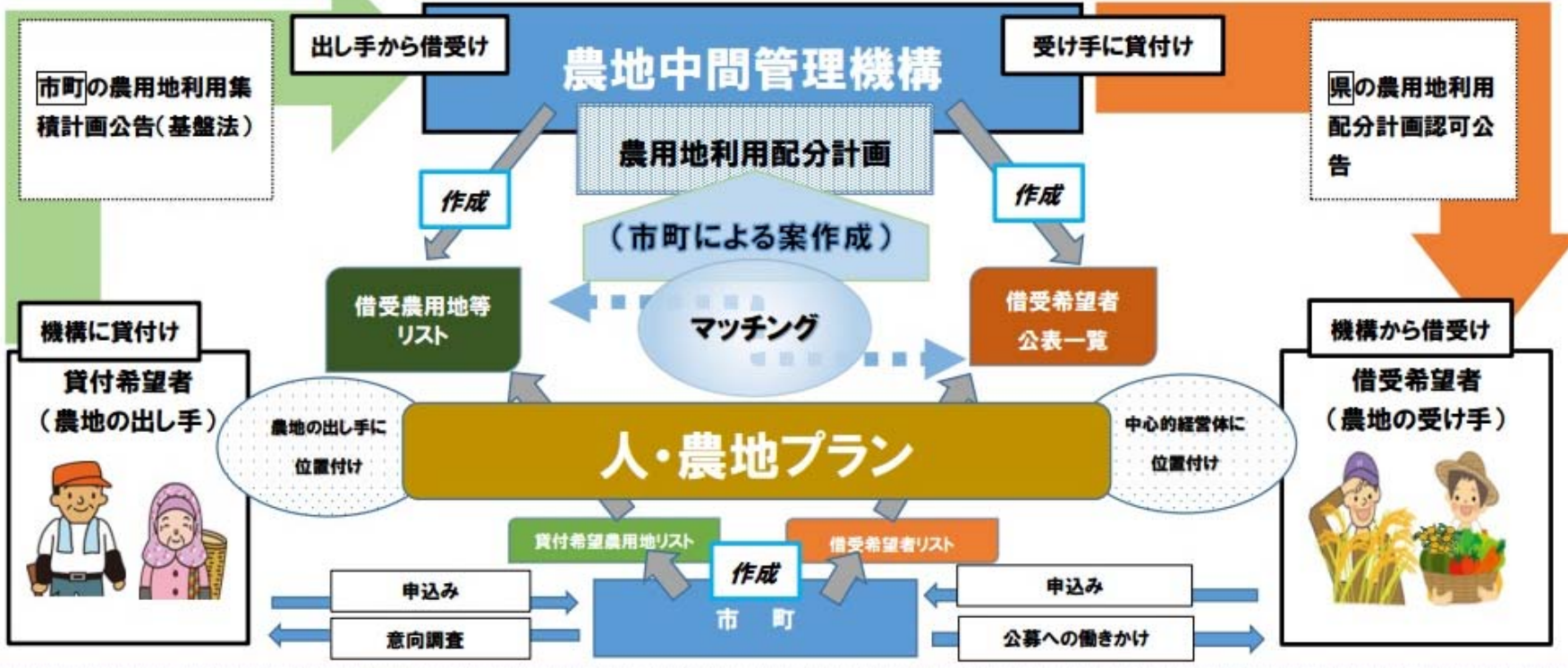
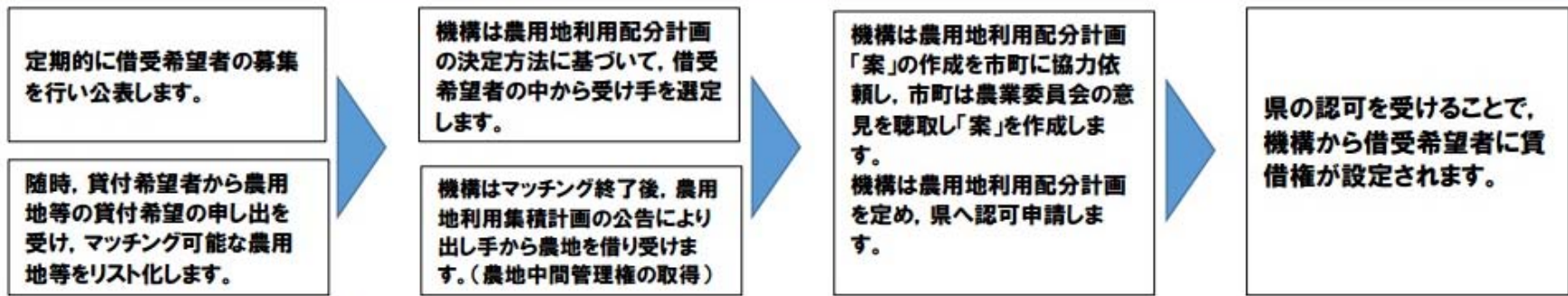
資料：農林水産省作成

図 目指す農地利用のあり方



資料：農林水産省作成

# 農地中間管理機構による農地の借受け・貸付けのしくみ



(資料) <http://hsnz.jp/kikou/pdf/gaiyo.pdf>

# 農地中間管理機構の特徴

## ■組織的特徴

- 1) 事業を公平かつ適正に行うことができる法人
- 2) 都道府県知事が指定
- 3) 都道府県内にひとつ設置

公的な性格が強い

## ■事業実施区域の制限

- 1) 都道府県内の農業振興地域内の区域
- 2) 人・農地プランが作成され、地域ぐるみで農用地等の流動化に取り組む区域
- 3) 農用地の利用の効率化、高度化を促進する効果が高い区域

効果の見込める地域を対象



# 農地中間管理機構の実施状況（広島県の場合）

■本年度、農地の借り受け希望者を募集済み

集落法人、農業参入企業、認定農業者（新規就農者含む）、  
JA出資法人で農業経営を行う

■広島県、一般財団法人、農地森林整備・農業振興財団が  
担当し、借受希望者、貸付希望者を募っている。今年が初年度  
で現在作業が進んでいる

■利用権はどうなるか？

農地中間管理権 借地料は、機構と借受者との賃貸借契約  
が締結されるまでの間は無料

貸付期間：10年以上を基本

賃料：近隣の水準を参考に決定

期限：2年間経過しても貸付できない時には返還

# 演習問題

1) 人・農地プラン、農地中間管理事業の概要について調べ、それぞれの特徴について述べなさい

2) 新規参入企業にとって、農地中間管理機構は、どのように役立つ(或いは、役立たない)だろうか。

3) 農地政策をめぐって、この間大きな変更が行われた。なぜ、頻繁に政策変更が行われたのか。背景を調べなさい。

参考: 日本農業新聞等